のＢ及びＣ各類型水域については区分して管理する。

騒音のうち，航空機騒音，鉄道騒音及び建設作業騒音を除く騒音は，騒音エネルギー量全体を環境騒音としてとらえてメッシュごとに管理していくものである。具体的には，全メッシュを土地の利用状況もしくは利用形態によって三類型に区分し，それぞれの類型ごとに定められた環境容量の範囲内に騒音エネルギー量が保持されるよう管理するものである。

ただし，当分の間，環境騒音に係る環境保全水準，環境容量によって管理するものである。

なお，航空機及び新幹線鉄道騒音については，それぞれに設定した環境保全水準の維持達成を図るものである。

地盤沈下に係る環境管理は，基本的には，県内８地区に設定した８地下水盆を単位として管理していくものであり，さらに，メッシュを①地盤沈下のみられる地域　②地盤沈下の恐れのある地域　③地盤沈下の恐れのない地域に類型化し，それぞれの類型区分に応じて環境保全水準を保持するよう管理するものである。

自然環境質に係る環境管理は，自然界を構成する様々な要素のうち，植物，動物，景観の三要素についてメッシュごとに現状をは握し，それを10段階に区分した評価度を用いて指数化し，自然環境の質の総合的な充実度合としての自然環境質指数を基礎として管理していくものである。

この自然環境質指数は，10区分されており，自然環境質指数の数値が大きいほど現状の自然環境が充実していることになる。したがって自然環境質指数が「10」または「９」の地域は原生的自然の状態を維持している地域が多くこの中には自然公園の特別地域もしくは県自然環境保全地域の特別地区に相当する地域もあり，これらは原則として保存するものである。自然環境質指数が「８」の地域は，植生としてはミズナラ林やコナラ林などからなり鳥獣類も親しみのあるものが多く生息するなど，身近な自然の地域であり，自然公園地域もしくは県自然環境保全地域，都市近郊の緑地環境保全地域，都市計画法に基づく風致地区などに相当する地域も多く，これらについてはそれぞれ適切な保護，保全を図るものである。

自然環境質指数が「７」から「１」までの地域は，身近な生活の場である。これらの地域のなかには植物地理学上貴重な植物が分布している地域，文化財的価値を有している地域，社寺林など住民の生活に密着した地域なども含まれているが，これらの地域については積極的に保護，保全を図っていくものである。なお，土地利用の状況などから，今後開発行為などが行われる場合における環境管理は，住居地域，工業地域などの用途区分に応じて定めた環境保全水準としてのグリーンミニマムをもとに設定した環境容量に基づき，これを管理していくものである。

このように，大気質，水質，騒音，地盤沈下，自然環境質の五つの項目について環境の管理を

進めるについては，別
の状況について常にこ
備事業，廃棄物処理施
である。

また，環境行政を総
や環境影響評価制度の
性を審査検討するう
このため，地域住民
境基本情報の体系的
のである。